

B50.61
44
z-5a



第5回「人口と家族に関する特別委員会」議事要旨

昭和63年2月1日（月）

63.7.15

第5回「人口と家族に関する特別委員会」 議事要旨

日 時 昭和63年 2月 1日(月) 午後 2時00分 ~ 4時15分
場 所 厚生省特別第一会議室

出席者

伊藤善市 委員
伊部英男 委員
岡崎陽一郎 委員
河野禎果 委員
人見康子 委員
福武直 委員
小此木啓吾 専門委員
高原須美子 専門委員
藤原房子 専門委員
阿藤誠 専門委員
内野澄子 専門委員
清水浩昭 専門委員
山口喜一 専門委員

議事概要

1. 開 会

2. 報告「児童家庭行政の現状と課題について」 (長尾児童家庭局長)

(質疑応答)

伊部委員 学校に関連する問題が大分あるようですが、文部省と厚生省の守備範囲はどうなっているのでしょうか。例えば、校内暴力は、学校でのものは別ですが、学校の外で起こることもあると思いますし、家庭内暴力のような問題は学校の問題でもありますが、学校外の問題でもある訳です。その分担については、どのような整理になっているのでしょうか。

長尾局長 現在では、登校拒否が長びいている生徒に対しては学校側も相当努力をされるのだと思いますが、現実問題は、そういうお子さんに対して、親御さんは学校へも相談に行かれるかもしれません、児童相談所等や家庭相談室にも相談に来られます。その場合、来られたところが、学校の先生とも相談しながら、できる限り協力してやっているというのが実態だろうと思います。

基本的には学校へ上がる前の家庭において、子供がそのようなことを起こすものになるようなものがあるのなら、それは、はっきりとした私どもの分担なのだろうと思うのです。学校へ上がってしまったたら学校での部分がある訳ですから、できる限り協力してやっていくということなのではないかと思いますが、具体的にはここまであなたの方よというような分担は今のところ決めている訳ではありません。

伊部委員 今の問題に関連するのですが、子供が登校拒否をしたり先生を殴るという状況は、先生そのものが嫌だからで、それを先生に頑張れといって

も、先生が追い駆け回せば回すほど子供は逃げてしまうのではないでしょか。つまり、学校と関係のない立場で相談なり指導、あるいはカウンセリングに当たるといったような、例えばスクール・ソーシャルワーカーのような体制を作る必要があるのではないかでしょう。

やはり、警官のところへ泥棒が相談に行く訳はありませんし、相談するのは弁護士でないとだめなのです。アメリカなどは、名前はいろいろですがスクール・ソーシャルワーカーというものが相当進んでいるようです。

長尾局長

文部省でも、学校そのものの先生ではなく、私学といいますか、ある程度学単位があり、先生の経験がある熟練した方を担当者として対処し始めたと聞いています。そういう問題が起こるのは学校そのものにも問題があり、そういう子供にした家庭にも問題があるのだろうと思われますので、私どもとしては、やはり家庭の方を主流において仕事をし、その仕事をするうえで今、先生が御指摘のとおり学校サイドとうまく連携をとり、十分協力していかなければいけないと思っています。

高原専門委員

働く女性が増えていくということは否定出来ないということですが、母親が働いている家庭と問題児の発生とは、何か関係があるのでしょうか。

また、離婚が大変増えているということですが、その離婚家庭と問題児との関係というのはあるのでしょうか。今後家庭の変化を考えていって、その辺と関連がもしあれば教えていただきたいと思います。

長尾局長

私どもの方でこういう数字がありますというように、確たる答えが出来るようなものはないと思います。これは、ある意味で非常に長いタームで追跡しなくてはいけない問題だと思いますが、そういう長いタームの間にそれ以外の要因というのもその子供に入ってくる訳で、簡単にこれがあったからこれということが言えないのは事実だと思います。社会

現象というのは、一方である流れがあれば一方である結果が出てくる訳で、その相関を今先生が言われたように突き詰めてこれがあるからこれだとは言えないまでも、全体としてはやはり認識していく必要があるのではないかと思っています。

藤原専門委員

里親登録と認定の話で障害児も対象にという話がありましたが、家庭というのは男と女がカップルでなければならないという基本的な考え方が昔からあって、通常そういう人が里親になるのだと思うのですが、これから家族の在り方を考えますと、例えば女性の単身者がどうしても子供を育てたいとか、男同士の複数のファミリーと称するグループが子供を育てたいということが将来起こってきた場合、厚生省の基本的な考え方としては、やはり家族というものは男女のカップルでなければならないというポリシーは一定だというように考えていますか。

長尾局長

今回、里親の養育要領を改め、単身の場合も里親として認めることにしました。これは、今先生がいわれたように、伝統的には両親がいるという形の中で育っていくのが一般的にはいいと思うのですが、熱意をもって施設でずっと児童指導員や寮母をされた方で、今後、里親という形で子供の養育問題をやっていきたいという方もいると思いまして、今回単身の方も里親としてお願いするという方向に踏み切った訳です。

3. 報告「報告書のアウトラインについて」 (阿藤専門委員)

4. 報告「提言項目(案)について」 (清水政策課長)

(質疑応答)

伊部委員

全体的に、第9章の提言と前のアウトラインがつながるようなデータを前の方に出していただきたい。

個々に言いますと、かねてから家族形成に関する問題について非常に疑問に思っているのは、教育費の控除のことです。日本にはなぜ教育費の控除がないのでしょうか。日本のように高等教育が個人負担という国

は先進国にはないそうですが、せめて教育費ぐらいは控除してもいいのではないかですか。

それから、教育費に備えた貯金の減税ですが、マル優を廃止してしまって、そういうものも全部アウトにしたということは非常に問題があるのではないかですか。

出産休暇の増大については大いに賛成ですが、厚生省としても児童手当をここに加えてはどうですか。現行制度も大分変わった訳ですが、変わった現行制度でも依然として趣旨がよく分かりません。これと併せて乳児保育問題も一挙に解決してはどうですか。

それから在宅福祉の充実についても、介護手当のような問題もありますが、現在、介護料を支払っても医療費のように減税になりません。看護婦を雇うと医療費として減税になるのですが、区別がつかないなどという理屈を税務署は言うらしいのです。それならば、例えば今度の介護福祉士の資格をもっている人を雇えばこうだというようなことが出来るのではないかと思うので、これはやはり言う必要があるのでないでしょうか。

それから、介護家族に対する遺産面についても、相続税の問題を考えてもらいたいのです。現在の内需拡大というのは、そのために建築会社から借金をすれば減るというので、みんなアパートを建てている訳です。ですから、田中角栄先生のような大邸宅はもちろん大いに相続税をかければいいと思いますが、30坪や40坪のところは1軒ぐらいは子孫に残していくのではないかですか。大蔵省は昭和50年に今の免税点を決めたままになっている訳ですが、それはスライド制を導入している今日、非常におかしいのではないかと思います。これは、固定資産税にも同じことが言えます。

社会経済国民会議が昨年12月に、物的に、例えば30坪まではまけ

るというような基礎控除を決めてほしいという提案を出しました。もし東京に家を持っている人が得をするという議論があるならば、私は農家を例に取ったらどうかと思うのです。農家は、20年間農業を続ければ相続税は免除になる訳ですが、同じように、売らなければどうなるのかというような扱いをしたらどうでしょうか。

それからここにない問題ですが、生活が向上した、世界一のG N Pになったという実感がわからない大きな原因は、実は食料なのです。エンゲル係数は非常に高く、実感としてもアメリカの3倍から4倍の食費を払っているのではないでしょうか。ですから、農民の保護をするということは大事な事ですし、明日にでも自由化しろとは言いませんが、少なくとも長期計画を立てて国際価格の農業を作るという努力をすべきではないですか。現在の農林省にも、農業団体にもそういう姿勢が見られないと、今後、永久に国際価格とは不均衡でも全国民に高い食費を負担せよといふのなら、そういうことは許されないのでないですか。

ですから、目標を立てて逐次努力してもらいたいという要望は、してもいいのではないかでしょうか。食料問題を解決すれば大いに内需拡大、あるいは輸入の拡大につながるはずです。

岡崎委員

先程、阿藤部長が説明した筋書は非常によく出来ていると思います。人口問題研究所で作成したいろいろな資料に、私も関係したことがあります、この問題については今まで余りやったことがなかったので、それだけに非常に面白いと思います。

特に第6章のところが非常に面白く、先程説明がありましたとおり、我々は連続的に人口高齢化ということをよく考えている訳です。しかしよく見ると、多産多死から多産少死、少産少死の方に移り変わってきたということが、今後直面する非常に特殊な人口の高齢化の将来を導いているので、そのところをうまく説明してもらうと、人口の高齢化の問

題は大変な事だという話とは少し違った形で受け取られるだろうと思います。

現在の高齢者は、自分達がこんなに長生きするとは思っていなかったでしょうし、その用意がなかったともいえます。また、現在の子供は時代の変化によって、意外にも自分達が少産で生まれてきたということでも混乱している訳です。したがって、ある時期老人人口指數が極めて高くなるというのは、そういう特殊な転換過程の問題ですから、そういう短期ないしは中期の高齢化問題と、完全に落ち着いてしまった21世紀の後半ぐらいの高齢化問題とは、受け取り方を違えてしかるべきだと思うのです。そういう意味で、この章に私は大変興味があります。

それから出生率が異常に低下しているという問題についても、今の時点ではどういうように議論したらいいかの的確な意見はありませんが、やはり議論はした方がいいのではないかと思う。

ただ、やはり家庭とか子供とか、あるいは子育てというものが夫婦、個人の自由な決定であるというのが通説になっていますから、あまり審議会とか厚生省、あるいは政府関係筋がいかにも人口政策を考えて議論するというのはかえって逆効果になるのではないかと思う。国連などでも、勝手に国等が口だしするなという徹底的な自由主義というのが基本になっています。しかし、社会というのはそういう子供達によっても成り立っているのですから、子供を産むということ、育てるということが社会的な一つの動きだということも知っているべきだと思うのです。ですから、勝手に産んで高学歴化しているのだから勝手にしろというのでは議論になりませんし、子供というのは社会のものもあるというところをもっと議論した方がいいのではないかと思います。総合的人口政策という発言は非常に結構ですが、先程も言われたとおり間違って受け取られてかえってねじ曲がるというのでは困りますから、内容は人口政

策としても、もっと広い議論としてうまくやった方がいいのではないかと思います。

伊藤委員

この報告書の案というのは、大変包括的でほとんど全体をカバーしていると思うのですが、私は特に第7章のところに是非出稼ぎの問題を入れてもらいたいと思います。出稼ぎというのは、国内でも東北とか九州とか、あるいは沖縄とか山陰とかからの出稼ぎがいる訳ですし、また外国人の出稼ぎもある訳です。おそらくこれなどは今、委員長がいわれたように次の大きな問題になると思うのですが、出稼ぎというのは夫婦、親子が全く別居になる訳ですから、子供のしつけの問題とか家族のいろいろな問題だとかが非常に集中的に出ていると思うのです。一番望ましいのは、出稼ぎ者を出している地域にまとまった雇用機会があればいい訳ですが、職場が欲しい、雇用機会が欲しいということは各地を回っていますと本当に切実に聞こえてきますし、これは国の経済政策にも関係しますが、是非入れてほしいと思います。

伊部委員

東京では余り土地が高くなつて家が建てられないので、家庭は群馬あたりに置いておいて、御主人は東京に住んだらどうかという提案を通産省か建設省がしたらしいのですが、土地を住めるようにすることが本当は必要なので、そういうことでは話が逆さまなのではないかと思います。その辺のこととも一度議論してもらいたいと思っています。

伊藤委員

若い人は、東京で自分の家を持つということに絶望しています。ですから若い人の中には、東京から100キロぐらいのところに相対的に安い土地を買い、週休2日になれば金曜日から行って住むということを考えている人もいます。

それから、父親の単身赴任とか転勤という場合、小学生のときは割となじむし、高校生以上になれば以外と大人だからいいのですが、中学生のときに2回もそのようなことがあると、精神的に非常に不安定になる

そうです。ですから、会社も大いに利益をあげなければならないかもしれません、中学生の子供がいるような場合にはやはりその辺も加味した人事行政をしてほしいと思います。

伊 部 委 員 しかし、そのように群馬に住むことはいいことだというような議論をされるのは、はなはだ困ります。本人がそう考えるのなら別ですが、政府が奨励するのはもってのほかではないかと思います。

伊 藤 委 員 それは、先程いわれた農業と関係があるのです。つまり土地が高い、食べ物が高い、それから土地が高いから鉄道運賃も高いという訳です。人間というのは、毎日の乗り物と食べ物が割安だと、ここはいい所だと思ってしまうようです。

ですから、そういうものが国際レベルに近づく努力をするということを提案するのは、私も賛成です。

(福武委員長、今後の日程について説明後、都合により退席。会長が代理を務める。)

小此木専門委員 出産休暇とか育児休業制度とかは、専ら女子に関するものなのでしょうか。つまり、極端な言い方をすれば、夫婦で子育てをするときに、奥さんの方は働いて御主人がその分休むとか、夫婦単位でそれを認めるとか、そういう発想は全く考慮されていないのかどうか、伺いたいのですが。

清水政策課長 少なくとも私が説明しました労働省の資料では、夫婦単位とはなっていません。確かに、最近ラマーズ法のように、出産のときに夫も立ち合うというようなことがあるのはよく知っていますし、育児休業も女性だけではなく、男性にもということも一つの考えだろうと思いますので、もし必要があれば男性にも育児休業を認めるということを、将来課題として検討する必要があると皆さんがお考えであれば、それを提案して出すことは別に差し支えないと思います。

小此木専門委員 私は、是非そうした方がいいということではなく、むしろニュートラ

ルな立場で、一度検討しておいた方がいいのではないかという意味で発言したのです。

伊 部 委 員

男女雇用平等法では男女平等ですから、どちらかに与えるということは許されないのです。そういう問題の権威として、中島弁護士がいるのですが、少なくとも、機会は男女平等でなければならないと言っています。

それから、先程の岡崎先生の総合人口政策の話ですが、先生の言われたような配慮は確かに要ると思います。それと同時に、先程の各省宛の提言に関連するのですが、我が国は政府がニュートラルと言っていましたが、実はニュートラルではなかったのではないかと思います。無意識のうちに子供を産むこと、あるいは増やすことに有害な政策を行ってきたのではないですか。例えば扶養控除もそうですし、教育控除もそうです。今度の教育貯蓄に税金を掛けるのもそうですし、先般の売上税で赤ちゃん用品、おもちゃに税金を掛ける発想もことごとくそうです。

ですから、今後の目標としては、本当に政府がニュートラルになるとすることが望ましい訳ですから、そういう視点で書いてはどうかと思います。

それから、静止人口というような昔のPRは、戦後、人口が非常に多い多いと言う印象が国民の間で強くなつて、人口を減らしさえすればいい、出生率が減れば減るほどいいと受け取られたのではないかという気がするのです。出生率と言うのは減れば減るほどいいものではなく、一定の節度があるということは言う必要があるでしょうし、それがどの程度かは別にして、2.0なり2.1というようなものは、民族が生きていくうえで必要なのだということは、やはり言ったほうがいいのではないですか。

山 本 会 長

先程、岡崎先生の言われた、子供は社会のものだということについて

は、どの程度普遍的になっているのですか。

岡崎委員

それがまだ普遍的になっていないのでそう言ったのですが、実際はそういう考えないと社会はもたないということです。

藤原専門委員

子供が社会のものであるという意識は、女性の中には既に芽生えています。ですから、出産等に対するさまざまな保障というものは、決して私的な利益ではないという言い方を出産適齢期の女性たちはしていますし、私もそう思っていますから、一般的ではないかもしれませんのが広がっていることは事実です。

それから、第2章の3で「結婚と家の継承」というタイトルがあるのですが、家の継承という表現は少し引っ掛かるので、原稿を書かれるときに検討していただきたいと思います。

それからもう一つ、先程児童家庭局長がいわれた里親というものが、必ずしも男女のカップルではなくても認めていると言わされたので、そこまで厚生省は進んだのかと驚いています。そうするとこの報告書に出てくる家族と言うのは、男女の法律婚をしているカップルということではなく、もしかしたらコハビテーションまで含むというような相当弾力的な考え方で原案を考えていただかなければいけないと思うのですが、その辺のことを、政策サイドはどう考えているのか伺いたいと思います。

清水政策課長

難しい問題ですが、法律婚以外でも里親その他の範囲を広げていますし、最近そういう通知を出したのも事実です。

また、私どもとしましては、積極的な人口奨励策とか出産策はとっていませんし、積極的な人口抑制策や出産抑制策も、少なくとも意識的にはやっていないと思います。この提言にどこまで踏み込んで書くかは、いろいろ問題もあると思います。

ただ、人口問題審議会という性格を考えると、先程議論された生活費の問題や食料の問題を、人口問題審議会で言うのがいいのかどうかは、

よく議論していただきたいと思います。

また、非常に税制の問題がたくさん出でますが、余り税制改正要望の応援という色彩が強く出過ぎますと、厚生省の意見を言っているのではないかということになり、具合が悪いのではないかと思っています。

伊 部 委 員

税制の問題は来年出来るとは思っていませんが、やはり目標として掲げるべきではないですか。また、厚生省がそうだと言っているのではありませんし、政府全体として、例えば扶養控除で子供1人育てられなければ、産めば産むほど夫婦の生活水準は低下する訳ですし、教育の控除さえしてくれないというのですから、やはり結果的に有害な行動をとっているのではないですか。

それから、国際競争力のある農業というものを作つてほしいというのは、食料が高ければ自然に栄養は取れないし、ほかの文化活動も出来ない訳ですから、これは家庭にとって重大な問題です。現に日本のエンゲル係数は他の国よりはるかに高い訳ですから、大いにこれは人口の問題であり、人口の質の問題であり、家庭の問題なのではないでしょうか。すぐにどうこうと言うのではありませんが、目標として言ってもらいたいのです。

清水政策課長

相続税の問題も、昭和50年以来全く据え置かれている訳ですが、早ければ今度の通常国会後半に出される税法改正案の中に相続税の大幅減税が盛り込まれています。教育費の問題、その他も目標としては大いに掲げなければならないと思います。

確かに扶養手当や配偶者控除だけでは、そもそも食えるような制度になつていませんから、なかなか難しい問題があると思います。

伊 部 委 員

本審議会は、それこそ国家百年の大計でやっている訳ですから。

山 本 会 長

特殊出生率というのは、地域的なばらつきというのはあるのですか。

また、なぜ下がったのか具体的な原因というのは解っているのですか。

阿藤専門委員

地域差というのは、一般にはありません。東京が異常に低いというの
はあります、これは専ら東京に単身の若い人がどっと集まりまして、
それでアベレージを下げているという面が非常に強いためです。ですか
ら、結婚している人だけで有配偶出生率などを比較してみると、結婚
自体に差がある沖縄を除いては、ほとんど差がありません。

伊部委員

僕は、有効需要と潜在需要の差ではないかと思うのです。人口問題研
究所で調べているのは潜在需要なので、有効需要になろうと思っても家
がないとか、月給が足りないとか、学校に払うお金がないとかで止まっ
てしまうのではないかでしょうか。そこを政府が何らかの方法で人為的に
助けない限り、潜在需要が有効需要にならないのではないかというのが
僕の考えなのです。

河野委員

一番最後の総合的人口政策の必要性ですが、ヨーロッパの国々では、
どこでも腹の中ではそれをやりたいと思っているのに出来ないので、フ
ァミリー・ポリシーといいますか、家庭政策ということをみんなやって
いる訳です。

ですから、正面切って総合的とはなかなか踏み切れないところもある
ので、家庭政策とか、家族政策というような言葉で逃げておいて、實際
はやるような形の方が、無難なような気がします。

山本会長

家族政策という言葉をはらすだけでも、効果があるかもしれません
ね。

清水政策課長

一つだけ結論的に相談しておきたいのは、合計特殊出生率を現在の 1
.7台から静止人口となる 2.1台まで増加させることは必要であるという
線に立って、作業を進めてよろしいでしょうか。そういうことを前提に
すれば、またいろいろ書き方がありますし、決して産めよ増やせよとい
うことではなく、日本の社会として、長い目でみて人口が減るのはやは
り問題でしょうから。

岡崎委員 昭和42年に、純再生産率が少し下がったことがありまして、当時の館先生は再生産出来ないというのは危険状態であるとして、今のような議論をされたのですが、さてはまた人口増強策だということで大変な反発がありました。

今回は、世界の人口問題については全然議論していませんが、そういう立場から見ると回復が必要だといっていいのかどうか。むしろ、こういうような状態になったらこうなるのだということを言えば、おのずから国民にわかるという形がいいのではないですか。

山本会長 その辺の表現はまた考えていただくとして、今日はこれで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

國立台灣大學人類學研究所



1 0 3 8 9 5